

2. 第1項に反しない限り、加盟国は、認証サービス提供の信用補完を目的として、任意的な資格認定制度を導入し、運営することができる。かかる制度に関する要件はすべて、客観的で、透明で、均整が取れており、非差別的でなければならない。加盟国は、本指令の目的にそぐわないという理由で認可認証機関の数を制限してはならない。
3. 各加盟国は、自国内に設立され公衆に対して高品質証明書を発行する認証機関の監督を行うことができるよう、適切なシステムを整備しなければならない。
4. 補論Ⅲの要件を充たす安全な署名作成機器の基準との整合性は、加盟国が指定する適切な公的又は私的な主体によって決定される。欧州協議会は、第9条に定められている手続きに従って、指定機関が適切かどうかを加盟国が判断するための基準を確立しなければならない。
当該主体による補論Ⅲの要件との整合性の決定は、全加盟国によって承認されなければならない。
5. 欧州協議会は、第9条の手続きに従って、電子署名製品の一般に認められた技術標準 *generally recognised standard* の参照番号を確立し、*the Official Journal of the European Communities* に公表しなければならない。加盟国は、電子署名製品がかかる技術標準を充たしている場合には、補論Ⅱの (f) 及び補論Ⅲの要件を充足しているとみなさなければならない。
6. 加盟国と欧州協議会は、補論Ⅳに掲げた高安全署名照合の要件及び消費者の利益を鑑みて、署名照合機器の発展と利用を促進するために協調して行動しなければならない。
7. 加盟国は必要な要件を付して、公的セクターにおいて電子署名を利用することができる。当該要件は、客観的で、透明で、均整がとれており、非差別的でなければならない。かつ、導入分野に関連する特定の性質にのみ関連するものでなければならない。当該条件は、クロスボーダー・サービスの障害になってはならない。

第4条 Internal market principles: 域内市場原則

1. 加盟国は、本指令に従って整備する国内規定を、自国において設立された認証機関及び認証機関の提供するサービスに対して適用しなければならない。加盟国は、本指令の対象とする分野における他の加盟国に基礎をおく認証サービスの提供を制限してはならない。
2. 加盟国は、本指令に則って製造され、共同体内市場において自由に流通することを認められた電子署名製品の自由流通を保証しなければならない。

第5条 Legal effects of electronic signatures: 電子署名の法的効果

1. 加盟国は、高品質証明書が添付され、安全な署名作成機器によって作成された高水準電子署名が、下記の法的効力をもつことを保証しなければならない。
 - (a) 紙面上の手書き署名と同様に、署名としての法的要件を充足すること
 - (b) 法的訴訟における証拠として認められること
2. 加盟国は、訴訟手続きにおいて、電子署名の法的効力及び証拠力が、下記のいずれかの理由だけでは否定されないことを保証しなければならない。
 - 電子署名が電子的形態であること
 - 高品質証明書が添付されていないこと

- 指定認証機関が発行する高品質証明書が添付されていないこと
- 安全な署名作成機器によって作成されたものではないこと

第6条 Liability: 責任

1. 最低限、加盟国は、高品質証明書を合理的に信頼したすべての者に対して、当該証明書を発行する認証機関が下記の事項につき責任を負うことを保証しなければならない。
 - (a) 当該高品質証明書に含まれるすべての情報が、同証書発行時点において正確であること、及び当該証明書が高品質証明書の含むべき詳細事項をすべて含んでいること。
 - (b) 当該証明書発行時点において、当該証明書の被認証者<署名者>が当該証書に記された署名照合機器に対応する署名作成データを所有していたこと。
 - (c) 認証機関が署名作成データ及び署名照合データを作成した場合に、両者が相補的に機能すること。ただし、認証機関が自己に過失なきことを証明した場合には、この限りではない。
2. 最低限として、加盟国は、認証機関が高品質証明書の失効を失敗したことから生じた損害につき、当該証明書に合理的な信頼を寄せたすべての者に対して責任を負うことを保証しなければならない。ただし、認証機関が自己に過失なきことを証明した場合はこの限りではない。¹
3. 加盟国は、認証機関が高品質証明書の使用（使途）を制限できることを保証する。その制限は、第三者によって認識できるものでなければならない。認証機関は、かかる限度を超えた使用から生じる損害については責任を負わない。
4. 加盟国は、認証機関が高品質証明書をを用いることのできる取引価額を制限できることを保証する。その制限は、第三者によって認識できるものでなければならない。認証機関は、かかる限度を超えて生じる損害については責任を負わない。
5. 第1項から第4項までの規定は、消費者契約における不正条項に関する、1993年4月5日付評議会指令93/13/EECに反するものであってはならない。

第7条 International aspect: 国際的アспект

1. 加盟国は、第三国において設立された認証機関が高品質証明書として発行する電子証明書が、下記のいずれかの要件を備えている場合、域内において設立された認証機関が発行する電子証明書と法的に同等であるとみなされることを保証しなければならない。
 - (a) 当該認証機関が、本指令に掲げられている要求を充たしており、加盟国の任意的な資格認定制度に基づいて資格認定されている場合
 - (b) 域内で設立され、本指令に掲げられている要件を充たす認証機関が、自らの電子証明書を保証する場合
 - (c) 当該電子証明書又は認証機関が、欧州共同体と第三国あるいは国際組織との間で、二国間協定又は多国間協定に則って認められている場合

¹ 本指令の段階で、「加盟国はまた、認証機関が高品質証明書に記載される情報の真正性を保証するためにとりうる全ての合理的実務的手段をとったと証明する場合には、かかる情報が間違っていたとしても何ら責任を負わないことを保証しなければならない。」という文面は削除されている。

2. 第三国との相互認証サービス及び第三国の高水準電子署名に対する法的認識を促進するために、欧州協議会は、適切な場合には、提案を行う。

特に必要な場合には、第三国又は国際組織との二国間又は多国間協定の交渉ために、欧州評議会に対して適切な指示を与えるよう提案を行う。評議会決定は、過半数によりなされなければならない。

3. ヨーロッパ協議会は、欧州共同体が第三国の市場へ参入する際に困難に直面したとの通知を受けた場合は、必要があれば、当該第三国に対して欧州共同体に同等な権利を認めるよう要求する交渉のために適切な指示を与えるよう、欧州評議会に提案を行うことができる。評議会決定は、過半数によりなされなければならない。

本項に基づく手段は、関連した国際合意に基づく欧州共同体及び加盟国の義務に対する反するものであってはならない。

第 8 条 Data protection: データ保護

1. 加盟国は、認証機関及び資格認定又は監督に責任を有する国家機関が、個人データ処理に関する個人の保護、及びかかるデータの自由移動にかかる 1995 年 10 月 24 日付の欧州議会及び評議会指令 95/46/EC の要件 (EU 個人データ保護指令) を遵守することを保証しなければならない。
2. 加盟国は、公衆に対して電子証明書を発行する認証機関が、データ主体から直接に同意を得た場合又はデータ主体の明示的な同意を得た上でのみ、且つ、証明書の発行及び管理に必要な限りにおいてのみ、個人データを収集することができることを保証しなければならない。データ主体の明示的な同意なくして、他の目的で個人データを収集・処理してはならない。
3. 加盟国は、国内法に基づく仮名の使用に与えられる法的効力に反しない限りにおいて、電子証明書における仮名の使用を妨げてはならない。

第 9 条 Committee: 委員会

1. 欧州協議会は、「電子署名委員会」(以下、「委員会」とする)の補佐を受けるものとする。
2. 本条に基づいて作られる当委員会に対しては、決定 1999/468/EC の第 8 条の規定に係る、第 4 条と第 7 条が適用される。
決定 1999/468/EC の第 4 条第 3 項における期限は、3 ヶ月とする。
3. 当委員会は、手続に係る独自規則を採択するものとする。

第 10 条 Tasks of the committee: 委員会の任務

当委員会は、第 9 条第 2 項に係る手続きに従って、本指令の補論に掲げる要件、第 3 条第 4 項に掲げる基準、及び第 3 条第 5 項に基づいて定められ公表される電子署名製品の一般的に認識された技術標準の充たすべき要件を整理分類し明確にするものとする。

第 11 条 Notification: 通知

1. 加盟国は、欧州協議会及びその他の加盟国に対して、下記の情報を提供しなければならない。
(a) 第 3 条第 7 項にかかる付加的な要求を含む、国内の任意的な資格認定制度に関する情報。

- (b) 第3条第4項にかかる機関及び資格認定と監督に責任を持つ国家機関の名称と所在地。
 - (c) すべての認定された国内認証機関の名称と所在地。
2. 第1項に基づいて提供される情報及びこれらの情報に関する変更は、加盟国対してできるだけ速やかに通知されなければならない。

第12条 Review: レビュー

1. 欧州協議会は、遅くとも2003年7月19日までに、本指令の運用を見直し、欧州議会及び評議会に報告しなければならない。
2. レビューにおいては、特に技術、市場、及び法制度の発展を考慮し、本指令の適用範囲を修正すべきかについて評価しなければならない。その評価は、得られた経験に基づき、特に協調という側面の評価を行わなければならない。適切な場合には、補足的な立法提案を添付する。

第13条 Implementation: 立法措置

1. 加盟国は、2001年7月19日までに、本指令を遵守するために必要な法律、政令及び規則を整備して発効しなければならない。加盟国は、かかる立法措置の発効につき、欧州協議会に直ちに知らせなければならない。
加盟国は、これらの法案を制定する場合、本指令の引用を含めるか、又は公布時に参照部分を添付しなければならない。かかる参照手続は、加盟国が規定しなければならない。
2. 加盟国は、本指令が対象とする分野に関して採択した国内法の主要規定につき、協議会に通知しなければならない。

第14条 Entry into force: 施行

本指令は、the Official Journal of the European Communities に公表された期日<2000年1月19日>に発効する。

第15条 Addressees: 対象

本指令は、加盟国に向けたものである。

1999年12月13日、ブリュッセルにて。
欧州議会を代表して、議長 N.FONTAINE
評議会を代表して、議長 S.HASSI

補論 I : 高品質証明書の充たすべき要件: requirements for qualified certificates

高品質証明書には、下記の情報を記載しなければならない。

- (a) 当該証明書が高品質証明書として発行されていることの表示、
- (b) 発行認証機関の名称及び設立された国名、
- (c) 署名者の氏名あるいはその者を示す仮名、

- (d) 当該証明書の使用目的により必要に応じて含まれる、署名者の特別な属性にかかる詳細事項、
- (e) 署名者の管理下にある署名作成データに対応する署名照合データ、
- (f) 当該証明書の有効期間の開始日及び終了日、
- (g) 当該証明書の ID コード、
- (h) 当該証明書を発行する認証機関の高水準電子署名、
- (i) 適切な場合は、認証の使用（使途）範囲に関する制限、
- (j) 適切な場合は、証明書が使用可能な取引価額に関する制限。

補論 II：高品質証明書を発行する認証機関の満たすべき要件：Requirements for certification-service-providers issuing qualified certificates

認証機関は、下記の要件を満たさなければならない。

- (a) 認証サービスを提供するにあたって必要な信頼性を証明すること。
- (b) 迅速かつ安全なディレクトリ・サービス及び安全かつ即時の失効サービスの運用を保証すること。
- (c) 電子証明書の発行及び失効日時の正確性を保証すること。
- (d) 国内法に則った合法的かつ適切な手段を用いて高品質証明書の発行を受ける人物の身元（及び必要に応じてその他の属性）を照合すること。
- (e) サービス提供に必要な専門知識、経験及び資格もつ人を雇用していること。特に、マネジメント能力を持つ者、電子署名技術の専門知識を持つ者及びセキュリティ手続に精通している者を雇用していることが必要である。また、一般的に認められた技術標準に対応する執行・管理的手続きを実行しなければならない。
- (f) 改竄から守られており、プロセス全体の技術的・暗号的なセキュリティが保証された、信頼できるシステム及び製品を使用すること。
- (g) 偽造を検知する措置を講じていること、及び認証機関が署名作成データを作成した場合に、当該データ作成プロセスにおける技術的・暗号的セキュリティを保証すること。
- (h) 本指令の要件に沿った運営をするために十分な財務基盤を保持すること。特に、保険等によって損害賠償責任のリスクに耐えうるようにすること。
- (i) 特に、法的訴訟手続のために証明書を証拠として用いるために、適切な期間、高品質証明書に関連するすべての関連情報を蓄積すること。当該記録は電子的形態で保存してかまわない。
- (j) 認証機関が暗号鍵管理サービスを提供する人物の署名作成データを保存又は複製しないこと。
- (k) 利用者が自身の電子署名を補完するために電子証明書の発行を求めている場合に、当該利用者と契約関係に入る前に、当該利用者に対して、手元に残る通信手段により、その電子証明書の正確な条件（当該証明書の使用に関するあらゆる制限、任意的な資格認定制度の存在、苦情申立及び紛争処理手続を含む）を通知すること。これらの情報は書面により（但し、電子的に伝送することができる）、わかりやすい言葉で通知されなければならない。かかる情報のうち、必要な限りにおいて、当該証明書を信頼する第三者からの要求があった場合は、当該第三者も入手可能な状態にしなければならない。

- (1) 下記の要件を充たす、電子証明書を照合できる形態で保管するための信頼できるシステムを使用すること。
 - 権限のある人物だけが入力及び変更を行うことができること
 - 真正性確認のために情報を管理者がチェックできること
 - 当該電子証明書の所有者の同意を得られた場合にのみ、証明書が検索によって一般に利用可能になること。
 - これらのセキュリティ要件を危うくするいかなる技術的変更も運営者に明らかにすること。

補論Ⅲ:安全な署名作成機器の充たすべき要件: Requirements for secure signature-creation devices

1. 安全な署名作成機器は、適切な技術的及び手続的手段によって、少なくとも下記のことを保証しなければならない。
 - (a) 署名作成に使われる署名作成データは一度しか発生せず、かつ、秘匿性が合理的に担保される。
 - (b) 署名作成に使われる署名作成データが発生しないことが合理的に保証され、かつ、署名が現在利用可能な技術を用いた偽造から保護される。
 - (c) 署名作成に使われる署名作成データが、第三者の使用を防ぐために正当な署名者によって確かに守られうる。
2. 安全な署名作成機器は、署名されたデータを変更してはならない。また、署名されたデータが署名処理の前に署名者に見えることを妨げるものであってはならない。

補論Ⅳ:安全な署名照合の充たすべき要件: Requirements for secure signature verification

署名照合処理において、下記の事項が、合理的な確実性に基づいて保証されるべきである。

- (a) 署名を照合するために使用されるデータが照合者に示されたデータと一致している。
- (b) 署名が確実に照合され、その照合の結果が正確に示される。
- (c) 必要ならば、照合者が署名されたデータの内容を確実に立証しうる。
- (d) 署名照合時点での電子証明書の真正性及び有効性が、正確に照合される。
- (e) 照合結果及び署名者の身元が正確に示される。
- (f) 仮名の使用が明確に示される。
- (g) セキュリティ関連のいかなる変更も検出しうる。

以上